3　検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書Ⅳに定める関係要件に完全に適合していること。

この証書は、条約附属書Ⅳ第４規則の規定による検査が行われることを条件として、……（注）まで効力を有する。

この証書の根拠となる検査が完了した日……

……において発給した。

（証書の発給の場所）

……　……

（発給の日）　（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

注　条約附属書Ⅳ第８規則１の規定に従い、主管庁が特定する満了の日を記入すること。当該満了の日は、条約附属書Ⅳ第１規則８に定義する検査基準日とする。

条約附属書Ⅳ第８規則３の規定を適用する場合に５年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この船舶は、条約の関係規定に適合しており、したがつて、この証書は、条約附属書Ⅳ第８規則３の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日　……

（必要に応じて、当局の印章）

更新検査の完了後、条約附属書Ⅳ第８規則４の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、条約の関係規定に適合しており、したがつて、この証書は、条約附属書Ⅳ第８規則４の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日　……

（必要に応じて、当局の印章）

条約附属書Ⅳ第８規則５又は６の規定を適用する場合における検査港に到着するまで又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、条約附属書Ⅳ第８規則５（注）又は６（注）の規定に基づいて、……まで効力を有する。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日　……

（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

○国土交通省告示第四百二十二号

東京国際空港の施設に変更を加え、及び同空港について指定した延長進入表面に変更を加えるので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項及び第五十六条の二第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十五日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

二　変更する事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第十五号、平成九年運輸省告示第五十四号、平成十二年運輸省告示第二百八十三号及び平成二十二年国土交通省告示第九百六十二号を参照。）

イ　着陸帯Ｃ

範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ三千四百八十メートル　幅三百メートル）

ロ　着陸帯Ｃの進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

ハ　着陸帯Ｃの進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一のこう配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものに直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

ニ　着陸帯Ｃの転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

ホ　着陸帯Ｃの延長進入表面　第二図における着陸帯Ｃの短辺イロに接続する進入表面を含む平面のうち、当該進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が一万五千メートルであるものにより囲まれる部分（第三図のうち、ホ、ヘ、ソ、レ及びホの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれる部分）

三　変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十六年十月二十八日